



2021年5月14日

各 位

会社名 日本フェルト株式会社
 代表者名 取締役社長 芝原 誠一
 (コード番号 3512 東証第1部)
 問合せ先 取締役執行役員 矢崎 荘太郎
 (TEL. 03-5993-2030)

定款一部変更に関するお知らせ

2021年5月14日開催の当社取締役会におきまして、2021年6月29日開催予定の第157回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 取締役会の実効性およびコーポレートガバナンス体制の拡充を目的として、取締役の増員が可能となるよう、取締役の定員を8名から9名に増員するものであります。(変更案第17条)
- (2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。(変更案第26条・第27条)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示すものであります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第17条 当社の取締役は<u>8</u>名以内とする。 第18条～第24条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数) 第25条 (条文省略) (選任) 第26条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第17条 当社の取締役は<u>9</u>名以内とする。 第18条～第24条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数) 第25条 (現行どおり) (選任) 第26条 ① 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ② <u>法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> ③ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度</u></p>

<p>(任期)</p> <p>第 27 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<u>ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 27 条 ① 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第 2 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>
--	---

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	2021 年 6 月 29 日予定
定款変更の効力発生日	2021 年 6 月 29 日予定

以 上